

(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) 保育所雇用促進事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要 <ul style="list-style-type: none"> 離職者等の応募者に、保育所において補助業務に従事することにより、収入を得ながら実務経験を積み、保育士資格取得に向けて学ぶ機会を用意。 保育士資格取得後は、急速に需要が増えている保育分野で活躍してもらうもの。(資格取得により、安定雇用が期待できる。) <p>※ 実施機関（市町村、都道府県又は社会福祉協議会等のNPOや社会福祉法人）が、資格取得を希望する者（応募者）と受入保育所の情報管理、受入保育所に対する助成（=給与費となる）や、養成校に対する助成（=学費となる）の支給を担当。</p>
<p>《1 試験受験コース》</p> <p>（メリット…費用が少ない デメリット…資格取得が確実でない）</p> <p>① 離職者等の応募者が、認可保育所において、保育士の指導の下、補助業務に従事。 ※保育士試験受験に向けた勉強時間を取りため、パートタイムでの雇用が望ましいか。</p> <p>② 認可保育所より、給料支給。 ※認可保育所に対しては、実施機関が給料相当額の一部を助成。</p> <p>③ 保育士試験受験資格に必要な実務経験期間（※）を得次第、保育士試験受験。 ※受験資格に必要な実務経験期間は、高卒の場合2年間、短大卒以上の場合は不要。</p> <p>④ 保育士資格取得した場合には、当該認可保育所又は他の保育所へ就職。 ※又は、他の子育て支援サービスに従事することも考えられる。</p>
<p>《2 養成校コース》</p> <p>（メリット…養成校を卒業できれば確実な資格取得 デメリット…費用がかかる）</p> <p>① 離職者等の応募者が、保育所（認可外保育施設でも可）において、保育士の指導の下、補助業務に従事。</p> <p>② 保育所より、給料支給。</p> <p>③ 同時に、昼間に養成校（2年課程）へ通学（夕方から保育所の補助業務に従事）。 ※又は、夜間の保育士養成校（3年課程）へ通学、又は、通信教育課程を受講することも考えられる。 ※実施機関からの補助や、奨学金により学費をカバー。</p> <p>④ 養成校卒業により、保育士資格取得。当該保育所又は他の保育所へ就職。</p>
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし
(期待される効果) 定性的効果：

- ・ 離職者等にとって、収入を得ながら保育士資格を取得する機会を得られ、将来の安定雇用への移行も期待できる。
- ・ 市町村（又は都道府県）にとっても、人材確保難により保育所の増設が難しくなっている事情を解決し、待機児童の解消に資する。
- ・ 保育所にとっても、業務補助者としての活用、将来の自園の保育士確保に資する。

(先行事例)

特になし

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 河村のり子 / 保育課 係長 河合篤史

電話番号：03-3595-2542 / ファックス：03-3595-2674